

議 第 1 6 号 議 案

生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書の提出について
生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年9月26日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者	富士見市議会議員	宮 尾	玲
賛成者	同	根 岸	操

提 案 理 由

生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書

年々夏の暑さが厳しさを増し、２０２５年は５月から、熱中症による救急搬送が相次ぎ、昨年度と比較しても増加している。発症した場所で最も多いのが住居での発症であり、予防にはエアコンの利用が有効であると言われている。生活保護受給世帯でも、エアコンの保有が認められ、一定の条件を満たす世帯にはエアコン購入費用の支給も行われている。

しかし、電気料金がいくらになるか、心配で利用できないという声が上がっている。生活保護制度では、健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、厚生労働省が定めた最低生活費が毎月支給されているが、昨今、電気料金が高騰しており、これまで以上に生活保護受給世帯を含め国民の負担が増えている。

冬期には寒さをしのぐために必要な暖房費が冬季加算として、地域によって金額は異なるが最低生活費に上乗せして支給されている。命さえ脅かす猛暑の夏、命を守るためにエアコンを安心して使えるよう冷房の電気料金を賄うための夏季加算を支給することが切に求められている。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、生活保護の夏季加算の制度化を求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様